**利用団体（個人）登録書**

届出日：令和　　年　　月　　日

荘銀タクト鶴岡（鶴岡市文化会館）の使用について、次のとおり利用登録します。

**□新規　□変更**

|  |  |
| --- | --- |
| **登録区分** | □団体　 □個人（ □成人・□未成年） |
| **活動内容** | □邦楽　 □邦舞　 □洋楽　 □洋舞　 □伝統芸能　 □演劇□映画　 □講演・式典等　 □会議　 □展示□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
| **氏名又は****団体の名称** | （フリガナ） |
| ※団体の場合は団体名、個人の場合は個人名を記入 |
| **代表者**※団体の場合のみ記入 | **役職名**（任意） |  |
| **氏名** | （フリガナ） |
|  |
| **住所** | 〒※団体の場合は所在地又は代表者住所、個人の場合は住所を記入 |
| **連絡先** | **電話番号** |  |
| **携帯番号** |  |
| **ＦＡＸ番号** |  |
| **メールアドレス** |  |

**※記載された個人情報については、荘銀タクト鶴岡の管理及び運営の目的以外には使用しません。**

 **※本書の記名をもって、裏面“同意書”に同意したものとします。**

**【登録時のお願い】**

・登録内容に変更が生じた場合は、再度、変更内容の届出が必要となります。

＝ **職員使用欄** ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 事務長 | ﾁｰﾌﾏﾈｰｼﾞｬｰ | 係員 | 取扱者 |  |  | 受理印 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 使用者NO |  |

荘銀タクト鶴岡施設利用に係る同意書

1．使用申請書の記載内容に虚偽の記載はありません。また、利用に際し以下の行為は行いません。

　（1）公の秩序を乱し公益を害する行為。

　（2）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその他の反社会勢力が施設を利用する行為。

　（3）販売または契約行為などの営利目的で利用する行為（イベントを主とし、それに付随する物品販売行為は可）。

　（4）施設又は設備備品を汚損もしくは破損する行為。

　（5）管理運営上支障がある行為、又は第三者へ迷惑を及ぼす恐れのある備品等の使用や持ち込み行為。

　（6）許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡・転貸する行為。

　（7）使用者と連絡を一切取れなくする行為。

（8）特別な許可無く使用料を滞納する行為。

（9）当館職員等に対する過度な要求や、当館内外での恫喝や大声による罵倒や怒声、又は、合理的な範囲を超える負担の要求を行う行為。

2．使用許可書が発行されてから広報宣伝やチケット販売を行います。その際、広報物には主催者の問合

せ先を記入します。また、チラシ・ポスター等の掲示場所は館の指示に従います。

3．施設等の利用に際し、関係者及び入場者への指示を含め、以下の事について遵守します。

　（1）入場者は定員以内とし、通路での立見は行わないこと。定員以上のチケット・整理券を発行する場合、入場制限があることを記載すること。

　（2）大ホール舞台上、客席内において、飲食・物品の販売は行わないこと。

　（3）許可なく物品の販売、募金行為、危険物を使用しないこと。

　（4）壁、柱、ガラス、扉などへの掲示物等を直貼りしないこと。

　（5）敷地内（館内、外）すべてで喫煙をしないこと。

　（6）その他、館職員の指示に従うこと。

4．使用料の取扱いについては、以下内容を了承します。

 （1）既納の使用料は還付しません。

（2）設備等使用料は、許可された施設の区分・時間数に応じて積算する。

（3）設備等の使用の有無にかかわらず、仕込みを開始した時点から撤去の時間までを積算する。

5．施設及び設備備品等を破損又は紛失した際は、速やかに届け出ると共に、生じた損害を賠償します。

6．館内での盗難・紛失は、館側では一切責任を負わないことを了承します。

7．利用終了後は許可された時間内に、使用施設の清掃、原状復帰、鍵の返却を行います。

［新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について］

8．施設等の利用にあたり、「荘銀タクト鶴岡舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染拡大防止対応方針」の内容を確認し、遵守します。

9．コロナ対策のため収容率を遵守します。

→大声での歓声・声援が、(1)ないもの：100％以内。(2)あるもの：50％以内。

（大声とは「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するもの」とする。）

同意事項を遵守していないと館側が判断し、利用を取消、停止された場合、異議を申し立てません。

また、利用の取消等により、使用者及び使用関係者が受けた損額についても請求いたしません。